

成年後見事件申立必要書類（平成30年1月現在）

成年後見事件の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足・不備がありますと、手続が遅れる場合がありますので、よく確認のうえ、お越しく下さい。

1 申立書類

<input type="checkbox"/>	診断書, 診断書附票, 鑑定連絡票	診断書, 診断書附票, 鑑定連絡票は, 主治医に記入してもらってください。
<input type="checkbox"/>	申立書(後見・保佐・補助)	〇〇県療育手帳(判定A1, A2)の交付を受けておられる本人の場合, 手帳のコピーの提出があれば, 診断書, 診断書附票, 鑑定連絡票の提出は不要です。 財産目録, 本人収支表については, 別紙記入例にしたがって記入してください。 親族同意書は, 可能な限り本人の相続人となるべき立場の方全員に書いてもらってください。 親族関係図も, 本人の相続人となるべき方まで記載してください。
<input type="checkbox"/>	本人に関する照会書 (財産目録, 本人収支表・親族同意書・親族関係図)	
<input type="checkbox"/>	候補者に関する照会書	

2 添付書類

<input type="checkbox"/>	本人の	戸籍謄本	「登記されていないことの証明書」は, 最寄りの法務局の本局で取得してください。 「登記されていないことの証明申請書」に記載された証明事項については, 上から3番目である「成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。
<input type="checkbox"/>		住民票又は戸籍の附票	
<input type="checkbox"/>		登記されていないことの証明書	
<input type="checkbox"/>	候補者の	住民票又は戸籍の附票	住民票は本籍の記載のあるものが必要です。
<input type="checkbox"/>	※「本人に関する照会書」, 「候補者に対する照会書」の中で, 提出をお願いしているもの		

本人の財産についての資料(裁判所にお越しいただく際, 預貯金通帳・証書の現物をご持参下さい。)

<input type="checkbox"/>	(不動産)	不動産(土地・建物)の全部事項証明書(登記簿謄本)	法務局で取得してください。
<input type="checkbox"/>		上記不動産の固定資産税評価証明書 (固定資産税納税通知書の原本またはコピー……物件及び不動産評価額の記載のあるものが提出されれば, 固定資産税評価証明書の提出は不要です。)	市町村役場税務課で取得してください。
<input type="checkbox"/>	(預金)	預貯金の通帳・証書のコピー(過去1年分のコピー)	コピーについては, 別紙「コピーの取り方」を参考にしてください。以下同じ。
<input type="checkbox"/>	(有価証券)	取引証明書等, 有価証券(株式, 出資金, 国債, 社債, 債券, 投資信託等)の預託状況がわかる書類のコピー	有価証券を証券会社に預託している場合には, 証券会社からお取り寄せください。
<input type="checkbox"/>	(保険)	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(負債)	本人が債務者・連帯債務者・保証人・連帯保証人となっている負債について, その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば, 金銭消費貸借契約書, 住宅ローン契約書・保証書・返済計画一覧表などのコピー

本人の収支についての資料

<input type="checkbox"/>	(収入)	年金・手当額通知書, 賃貸契約書, 確定申告書, 給与明細書, 配当金支払明細書等のコピー	本人の収入を示す資料のコピーをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	(支出)	医療費や施設費の領収書, 税金・社会保険の通知書(納付指示書), 請求書等のコピー	本人に関する支出を示す資料のコピーをご提出ください。

3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙	800円 × (1~3)組	申立手数料です。現金で納付することはできません。 保佐開始又は補助開始の申立ての際, 同意権付与・代理権付与の申立てを同時に行う場合には, 各付与の申立てにつき800円追加 (例)補助開始, 同意権付与, 代理権付与の申立ての場合, 2400円
<input type="checkbox"/>	収入印紙	2600円	審判確定後の登記嘱託費用となります。現金で納付することはできません。
<input type="checkbox"/>	郵便切手	別紙参照	審理中の, 通信費用となります(不足の場合, 追加をお願いすることがあります。)。現金で納付することはできません。
<input type="checkbox"/>	現金	5万円程度	後見開始, 保佐開始の審判をするうえで必要となる鑑定手続費用の一部となります。鑑定金額は, 事案により, 更に高額(又は低額)になる場合があります。あらかじめ, ご了承ください。